



創業に係るご相談は、保証協会が各関係機関と連携し、**伴走型の支援**を行っています。

創業前支援・創業保証に関するご相談は創業支援グループで承っています。

「創業・再挑戦計画書」の記載例は当協会ホームページに掲載しております。

創業・再挑戦計画書

奈良県信用保証協会 御中

美印を押印ください

平成 XX年XX月XX日 (ご記入の欄に記入してください)

〔申込人〕
住所 奈良市法蓮町163-2
会社名
氏名(個人) 奈良 花子 (蓋印)

1. 事業概要

開業形態	個人事業	会社事業	商号(個人) 会社名(会社)	カフェ なら花
開業(予定)住所	奈良市法蓮町XX-XX	〇〇ビル1F	電話 XXXX (XX) XXXX	
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有・無	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	開業(予定)年月日 商標	XX年 XX月 XX日
業種	飲食店	資本金	(会社設立(予定)の場合)	
許可等	許可	(根拠法)	食品衛生法	
従業員数	1名	職	大	〇〇食品(株)・スーパー〇〇 〇〇珈琲
開業動機・目的	勤務時代から自分の店を持つことが夢であった。独立志してカフェに勤務し、ノウハウを習得したため開業を決意した。			
開業に必要な知識、技術、ノウハウの取得	栄養士資格を取得。前勤務先では食材の調達やシフト管理など、マネジメントを経験した。			
出資者・出資額	パート・バイトを志願する予定の人数を記入下さい。			
事業協力者の住所・氏名・勤務先	役員・家族は記載します。			

2. 創業準備の着手状況(下記の該当事項に〇印を付けて下さい)

ア 設備機械器具等発注済である。

イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。

ク 土地・店舗を取得するための権利金・敷金支払済みである。

カ 商品・原材料の仕入を行っている。

キ 事業に必要な許認可を受けている。

ク 事業に必要な許認可取得完了(申請可取見込(申請状況や取得予定時期等)を具体的に記入して下さい。)

キ その他(具体的に記入して下さい)

3. 運転資金計画

名	額	種	算	内	訳
商品・材料等の仕入資金	810	千円	月商900千円×0.3(原価率)×3ヶ月		
人件費等	150		アルバイト50千円×1名×3ヶ月		
その他の資金	1,000		家賃150千円 水道光熱費等		
計	A	1,960			

創業後3ヶ月の間に必要経費(運転資金)を記入下さい。

【お問い合わせ先】
奈良県信用保証協会
経営支援部 経営支援室
創業支援グループ
菅田・吉田・伊藤(怜)
TEL 0742-33-0559
FAX 0742-33-0553
E-mail:gyoumu@nara-cgc.or.jp



創業に関する 信用保証制度のご案内

これから創業される方、創業して間もない方へ



創業支援資金のご案内

(平成31年4月1日現在)

保証制度名		融資対象者	信託利率 保証料率	貸付利率	保証限度額	資金使途	保証期間 (据置期間)	備考
協会 制度	創業関連保証	①事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人が、事業を開始して5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が、設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社	年1.00% 年0.70% (▲商工会経由)	金融機関 所定の利率	2,000万円	運 転 設 備	10年(1年) 10年(1年)	創業関連保証と創業等関連保証は同時に利用することができます。 この場合の限度額が3,500万円となります。 (※) 創業計画段階の個人については、借入金額と同額以上の自己資金が必要です。
	創業等関連保証(※)				1,500万円	運・設	10年(1年)	
県 制 度	県創業支援資金(一般)	県内で創業しようとする方等で、次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、貸付実行日から1ヶ月以内に新たに事業を開始する、あるいは2ヶ月以内に会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後5年を経過しない方	年0.80% 年0.50% (▲商工会経由)	年1.575%	2,000万円	運 転 設 備 運・設	7年(1年) 7年(1年) 7年(1年)	(▲) 商工会経由については、申込書を商工会・商工会議所に提出して下さい。 又、商工会・商工会議所の証明書が必要です。
	【離職者等起業促進支援】	上記のいずれかに該当する方で、次のいずれかに該当する方 ①融資申込の日前5年以内に勤務先を離職した方 ②申込時点において満60歳以上の方	0% 県が全額負担					
	【認定特定創業支援】	上記のいずれかに該当する方で、産業競争力強化法第2条第25項に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けたもので市町村長から証明書の交付を受けたもの						
	県創業支援資金(分社化)	県内で創業しようとする方等で、次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、借入額と同額以上の自己資金を有し、貸付実行日から1ヶ月以内に事業を開始する、あるいは2ヶ月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、具体的計画を有する方 ②中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する方(分社化等) ③事業を営んでいない個人による事業開始後又は会社設立後、もしくは上記②(分社化等)による会社設立後5年を経過しない方	年0.80% 年0.50% (▲商工会経由)	年1.575%	1,500万円			
	【離職者等起業促進支援】	上記①・③のいずれかに該当する方で、次のいずれかに該当する方 ①融資申込の日前5年以内に勤務先を離職した方 ②申込時点において満60歳以上の方	0% 県が全額負担					
	【認定特定創業支援】	上記①・③のいずれかに該当する方で、産業競争力強化法第2条第25項に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けたもので市町村長から証明書の交付を受けたもの						
【認定枠】	上記①～③(但し③については、事業開始後又は会社設立後1年以上のものは除く)のいずれかに該当する方で、優れた事業計画を有すると知事が認定した方	0% 県が全額負担	0% 県が全額負担					
【奈良の木利用枠】	上記①～③(但し③については、事業開始後又は会社設立後1年以上のものは除く)のいずれかに該当する方で、奈良県産材を内外装に見える部分に、一定量以上使用した建築物を使用し、優れた事業計画を有すると知事が認定した方							
【南部・東部枠】	上記①～③(但し③については、事業開始後又は会社設立後1年以上のものは除く)のいずれかに該当する県南部地域・東部地域での創業を予定している方で、認定経営革新等支援機関の支援を受けた者であると知事が認定した方							
【女性・若者・シニア・UIJターン創業支援】	上記①～③(但し③については、事業開始後又は会社設立後1年以上のものは除く)のいずれかに該当する奈良県内で創業予定の女性、若者(35歳未満)、シニア(55歳以上)、UIJターンの方で、認定経営革新等支援機関の支援を受けた者であると知事が認定した方							
【飲食店認定枠】	上記①～③(但し③については、事業開始後又は会社設立後1年以上のものは除く)のいずれかに該当する奈良県内で飲食店を創業しようとする方で、優れた事業計画を有すると知事が認定した方							
【宿泊施設認定枠】	上記①～③(但し③については、事業開始後又は会社設立後1年以上のものは除く)のいずれかに該当する奈良県内で宿泊施設を創業しようとする方で、優れた事業計画を有すると知事が認定した方							
経営強化資金(創業実績)	過去に奈良県の創業系支援資金を利用した方で、創業後5年未満の方	年0.45% \n0.80%	金融機関所定 又は 年2.075%	5,000万円	運 転 設 備 運・設	10年(1年)		
市 町 村 制 度	奈良市創業	市税を完納し、創業関連保証の融資対象者のいずれかに該当する方で、次のいずれかに該当する方 ①市内に居住(法人にあっては、主たる事業所が所在)していること ②市内に事業所を有していること ③市内で事業を行う具体的計画を有していること	年0.30%	年1.25%以下	1,000万円	運 転 設 備 運・設	4年(6ヶ月) 5年(6ヶ月)	取扱い金融機関 南都銀行・りそな銀行・関西みらい銀行・中京銀行・第三銀行・京都銀行 奈良信用金庫・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・京都中央信用金庫
	生駒市創業	市税を完納し、創業関連保証の融資対象者のいずれかに該当する方で、次のいずれかに該当する方 ①市内に住所(法人にあっては、登録されている事業所)を有していること ②事業を行う具体的計画を有していること ③創業後6ヶ月以内であること	年0.50%	金融機関所定 (補給年1%を上限とし1/2を補給)	1,000万円	運 転 設 備 運・設	500万円以下 4年(6ヶ月) 500万円超 7年(6ヶ月)	取扱い金融機関 南都銀行・りそな銀行・京都銀行・奈良信用金庫・大和信用金庫 京都中央信用金庫・奈良中央信用金庫
	香芝市創業	市税を完納し、創業関連保証の融資対象者のいずれかに該当する方で、次のいずれかに該当する方 ①市内に住所(法人にあっては、事業所)を有していること ②市内で事業を営む具体的計画を有していること ③創業後1年未満であること	年0.30%	年2.175% (補給年1%)	1,000万円	運 転 設 備 運・設	7年(6ヶ月)	取扱い金融機関 南都銀行(香芝、真美ヶ丘、二上支店) 大和信用金庫(香芝、香芝中央支店) 奈良中央信用金庫(香芝、二上支店)
	大和高田市創業	市税の滞納がなく、創業関連保証の融資対象者のいずれかに該当する方で、次のいずれかに該当する方 ①市が定めた創業支援計画セミナーを受講すること ②市内で事業を行う具体的計画を有していること ③創業後1年未満であること	年0%	金融機関所定 (補給年1%を上限とし1/2を補給)	1,000万円	運 転 設 備 運・設	5年(6ヶ月) 7年(6ヶ月)	取扱い金融機関 南都銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・紀陽銀行
	橿原市創業	市税を完納し、創業関連保証の融資対象者のいずれかに該当する方で、次のいずれかに該当する方 ①個人にあっては、市内に住所を有し事業を行う具体的に計画を有していること ②法人にあっては、市内において事業を行う具体的計画を有していること	年0%	年1.175%	1,000万円	運 転 設 備 運・設	7年(6ヶ月)	取扱い金融機関 橿原市内の南都銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・京都銀行
	桜井市創業	市税を完納し、創業関連保証の融資対象者のいずれかに該当する方で、次のいずれかに該当する方 ①市内に住所(法人にあっては、登録されている事業所)を有していること ②市内で事業を行う具体的計画を有していること ③創業後6ヶ月以内であること	年0.30%	年2.175% (補給年1%)	1,000万円	運 転 設 備 運・設	7年(6ヶ月)	取扱い金融機関 南都銀行・大和信用金庫・第三銀行(桜井支店) 中京銀行(桜井支店)
葛城市創業	市税の滞納がなく、創業関連保証の融資対象者のいずれかに該当する方で、次のいずれかに該当する方 ①市内に住所(法人にあっては、登録されている事業所)を有していること ②事業を行う具体的計画を有していること ③創業後1年未満であること	年0.30%	年2.175% (補給年1%)	1,000万円	運 転 設 備 運・設	5年(6ヶ月)	取扱い金融機関 南都銀行(新庄、高田本町、香芝、御所支店) 大和信用金庫(新庄、高田、香芝、香芝中央支店) 奈良中央信用金庫(新庄、高田、香芝支店)	

添付書類：協会所定の「創業・再挑戦計画書」が必要となります。【記載例は当協会ホームページに掲載しております】

※創業系制度については、NPO法人は利用できません